



新富町告示第 130号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律 第58号)第12条第1項の規定により令和8年6月29付け新富町公告第119号で告示した新富町農業振興地域整備計画を変更したので、第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により告示し同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和 8年 7月27日

新富町長 小 嶋 崇 嗣



変更した新富町農業振興地域整備計画の縦覧場所

新富町役場 農地管理課